

～筑北村民生活応援商品券の発行について～

新型コロナウイルス感染症拡大による地域住民の生活支援、地域経済の消費拡大を目的に、昨年度に引き続き筑北村民生活応援商品券（以下「商品券」という。）を配布することとなりました。

本年度は村民おひとりに10,000円分の商品券を配布しますので、余らせることなく期限までにご利用ください。

●商品券配布対象者

商品券は令和5年6月30日現在、住民登録されている方を対象に配布します。

7月1日以降に転出、亡くなられた方についても商品券は家族または親族等へ配布致しますが、7月1日以降に転入された方は配布対象外となります。

●利用期限

商品券は、令和5年9月1日（金）～令和6年1月31日（水）まで利用可能です。

●商品券利用可能店

筑北村、麻績村の一部店舗及び事業所で利用できます。

詳しくは別紙、取扱可能店一覧をご覧ください。

●商品券利用制限

商品券は利用制限があり、次のものは利用対象外となります。

- ・税金、振込代金、振込手数料、電気、ガス、水道料金など支払い
- ・**たばこ**、有価証券、ビール券、図書券、商品券、プリペイドカード、切手、印紙などの換金性の高いものの購入
- ・**電子マネーへのチャージ**
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ

●商品券利用時の注意事項

※商品返品の際の返金はできません。（同等商品との交換になります。）

※商品券で商品を購入した際**おつりは出ません**ので注意してください。

●その他

誤った文面

- ・商品券には偽造防止の加工を施しています。
- ・商品券は**無料入浴券と同封**してありますが、万が一、商品券が入っていない等不備がありましたら、お手数ですが筑北村観光課までご連絡をお願いします。
- ・その他、不明な点がありましたら、担当者にお問い合わせください。

お問い合わせ先 筑北村観光課

課長：中澤明彦 担当：山越玲彦・平田樹理

電話：66-2111 FAX：66-3010